

令和 2 年 7 月 2 9 日
法 務 省 民 事 局

平成 2 7 年度登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）
民間競争入札実施要項の変更及び契約変更について

1 事業の概要

登記簿等の公開に関する事務（以下「乙号事務」という。）は、法務局が行っている登記事務のうち、法務局の窓口等における登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧等に係る事務であり、金融や不動産取引の円滑な運営を支える登記制度の一翼を担う重要な業務である。

乙号事務については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律及び公共サービス改革基本方針に基づき、民間競争入札の対象とされ、質の向上を図ることを目的として、民間事業者に委託している。

現行の委託契約は、平成 2 7 年度に行った調達に基づくものであり、実施期間は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から令和 2 年 9 月 3 0 日までとなっている。

2 実施要項等の変更の必要性

上記 1 のとおり、現行契約の実施期間が令和 2 年 9 月 3 0 日で満了することから、全国 5 0 局の法務局において、令和 2 年 2 月から 5 月までの間、順次、次期契約（実施期間は、令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで）に係る調達を実施したところ、2 局（新潟局・鳥取局）において不調となった。

この 2 局については、改めて入札を実施する予定であるが、入札実施期間及び受託事業者の事前準備期間を考慮すると、次期契約に基づく委託業務を令和 2 年 1 0 月 1 日から開始することは困難であることから、乙号事務を滞らせることのないよう、現行契約の実施要項において規定された実施期間を変更し、6 か月間延長することとする。

3 実施要項の主な変更点等

(1) 実施期間の終期

令和 2 年 9 月 3 0 日を令和 3 年 3 月 3 1 日に変更

（変更前）実施期間 平成 2 8 年 1 0 月 1 日から 令和 2 年 9 月 3 0 日まで

（変更後）実施期間 平成 2 8 年 1 0 月 1 日から 令和 3 年 3 月 3 1 日まで

(2) 契約変更の時期等

官民競争入札等監理委員会での了承後、可能な限り速やかに契約期間の延長を行う。

平成 27 年度登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）民間競争入札実施要項

（下線部分は、今回改正部分）

改正後	現行
2 委託業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき公共サービスの質 (4) 確保されるべき公共サービスの質 ア 利用者の満足度 法務省が別に定める各年度 1 回の利用者満足度に係るアンケート調査において、下記の(ア)(イ)の要件をいずれも満たすこと。 <u>ただし、新潟地方法務局及び鳥取地方法務局については、令和 2 年 10 月から令和 3 年 3 月までの間においても同調査を 1 回実施すること。</u> (ア)・(イ) (略) イ・ウ (略) (5) 契約の形態及び委託費の支払 ア (略) イ 委託費の支払は、落札金額に、消費税率を乗じた額を加算した額を基本額とし、当該基本額を業務実施期間の総月数(48 か月)で除した額(1 円未満の端数は切り捨てる。)を、毎月、全ての委託対象登記所において、上記 2 (3)の業務内容が実施され、委託法務局において必要な検査を行った後に行うものとする。 <u>ただし、新潟地方法務局及び鳥取地方法務局における実施期間延長に係る令和 2 年 10 月から令和 3 年 3 月までの委託費の支払については、当該実施期間延長に係る契約金</u>	2 委託業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき公共サービスの質 (4) 確保されるべき公共サービスの質 ア 利用者の満足度 法務省が別に定める各年度 1 回の利用者満足度に係るアンケート調査において、下記の(ア)(イ)の要件をいずれも満たすこと。 (新設) (ア)・(イ) (略) イ・ウ (略) (5) 契約の形態及び委託費の支払 ア (略) イ 委託費の支払は、落札金額に、消費税率を乗じた額を加算した額を基本額とし、当該基本額を業務実施期間の総月数(48 か月)で除した額(1 円未満の端数は切り捨てる。)を、毎月、全ての委託対象登記所において、上記 2 (3)の業務内容が実施され、委託法務局において必要な検査を行った後に行うものとする。 (新設)

額（消費税及び地方消費税を含む額）を基本額とし、当該基本額を業務実施期間の総月数（6 か月）で除した額（1 円未満の端数は切り捨てる。）を、毎月、全ての委託対象登記所において、上記 2 (3) の業務内容が実施され、委託法務局において必要な検査を行った後に行うものとする。

3 実施期間

本委託業務の実施期間は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から令和 2 年 9 月 3 0 日までとする。

ただし、新潟地方法務局及び鳥取地方法務局については、実施期間を令和 3 年 3 月 3 1 日まで延長する。

3 実施期間

本委託業務の実施期間は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から平成 3 2 年 9 月 3 0 日までとする。
(新設)